

令和8年度税制改正 企業グループ間取引の書類保存 の特例の創設

EY税理士法人

・内国法人(公共法人を除く)は、2026年4月1日以降開始事業年度において、関連者との間で、「販管費」(法人税法22条3項2号に掲げる額)の起因となる取引を行った場合、受領・作成した、注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に**特定事項**の記載がないときは、**特定事項記載書類**を取得・作成し、当該申告期限から**7年間保存**しなければならなくなりました(施行規則59条の2、67条の2)。

・本制度は**青色申告法人の義務**ともされていますので、保存がないときには、青色申告の承認の取消し事由ともなり得ます(施行規則59条の2)。

・なお、本制度により関連者への支払明細が明らかになることから、税務調査においては、**源泉所得税、消費税のリバースチャージ、試験研究費の税額控除等**、他税制での処理との整合性についても確認が行われる可能性がある点にも留意が必要です。

対象法人	内国法人(公共法人を除く)
関連者	移転価格税制における国外関連者の定義から、外国法人である条件を外したもの
特定事項 又は 特定事項記載書類 (施行規則59条の2①)	1号 工業所有権等(著作権やプログラムの著作物を含む)の譲渡又は貸付け ■ 工業所有権等の明細 ■ 工業所有権等の当該青色申告法人において果たす機能 ■ 対価の額の明細及び設定方法 2号 役務の提供 ① 契約又は協定に基づき行う次のもの ■ 産業、商業又は学術に関する知識経験その他の経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動 ■ 専用資産を使用させる行為、維持・管理 ■ 当該活動の内容、費用の額の計算方法 ② 経営の管理又は指導、情報の提供その他の役務の提供で、産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行われるもの ■ 役務提供の明細、内容、対価の額の明細及び計算方法 ③ ①②に類するもの ■ 役務提供の明細、内容、対価の額の明細及び計算方法

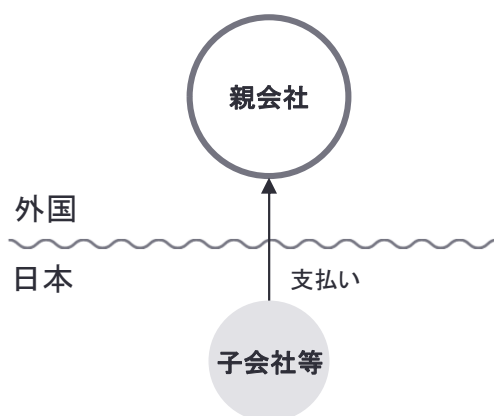


The better the question. The better the answer. The better the world works.



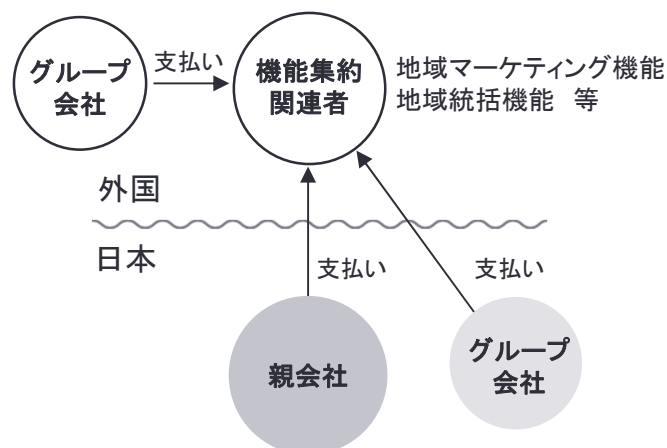
Shape the future
with confidence

1 外資系日本子会社



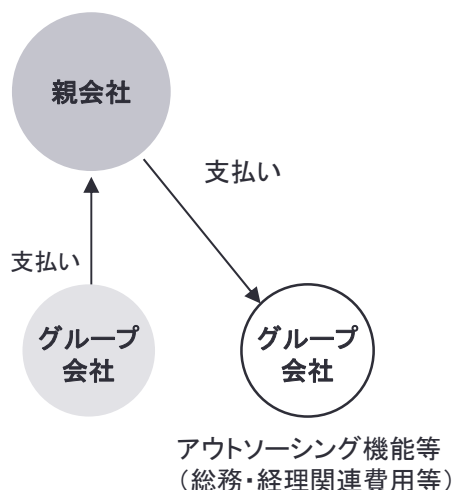
※○ 網掛け法人は本制度適用対象者を意味します。
(以下図すべて同じ)

2 日本親会社等



3 国内取引当事者

(日本国内)



お問い合わせ先

EY税理士法人 Ernst & Young Tax Co.

URL: ey.com/ja_jp/about-us/connect-with-us/tax

サービス担当者またはウェブサイトお問い合わせフォームよりお問い合わせください

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-taxをご覧ください。

2026 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp